(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

				資料番号	69-9		担当課	消防防災安全課
法令名	火薬類取締法	根拠条項	第 45 条の 34、 第 45 条の 38 第 2 項		不利益処 分の種類	指定完成検査機関及び指定保安 検査機関の指定の取消し及び業 務停止命令		

○火薬類取締法

(指定の取消し等)

- 第四十五条の三十四 経済産業大臣は、指定完成検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて完成検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
 - 一 この節の規定又は第十五条第三項の規定に違反したとき。
 - <mark>二 第四十五</mark>条の<mark>二十四第一</mark>号又は第<mark>三</mark>号に該当するに至つたとき。
 - <mark>三</mark> 第<mark>四十五</mark>条の<mark>二十九</mark>第<mark>一</mark>項の認可を受けた業務規程によらないで完成検査を行つたとき。
 - 四 第四十五条の二十九第三項、第四十五条の三十一又は前条の規定による命令に違反したと き。
 - 五 不正の手段により第十五条第一項ただし書の指定を受けたとき。
- ※施行令第 16 条により、県区域内のみにおいて行う者については都道府県知事が処理する事務とされている。

(指定保安検査期間の指定等)

第<mark>四十五</mark>条の<mark>三十八 (略)</mark>

- 2 第四十五条の二十四から前条までの規定は、指定保安検査機関に準用する。この場合において、第四十五条の二十四から第四十五条の二十六まで及び第四十五条の三十四中「第十五条第一項ただし書」とあるのは「第三十五条第一項第一号」と、第四十五条の二十五、第四十五条の二十七から第四十五条の三十まで、第四十五条の三十二、第四十五条の三十四及び第四十五条の三十五中「完成検査」とあるのは「保安検査」と、第四十五条の三十四中「第十五条第三項」とあるのは「第三十五条第三項」と読み替えるものとする。
- ※施行令第 16 条により、県区域内のみにおいて行う者については都道府県知事が処理する事務とされている。